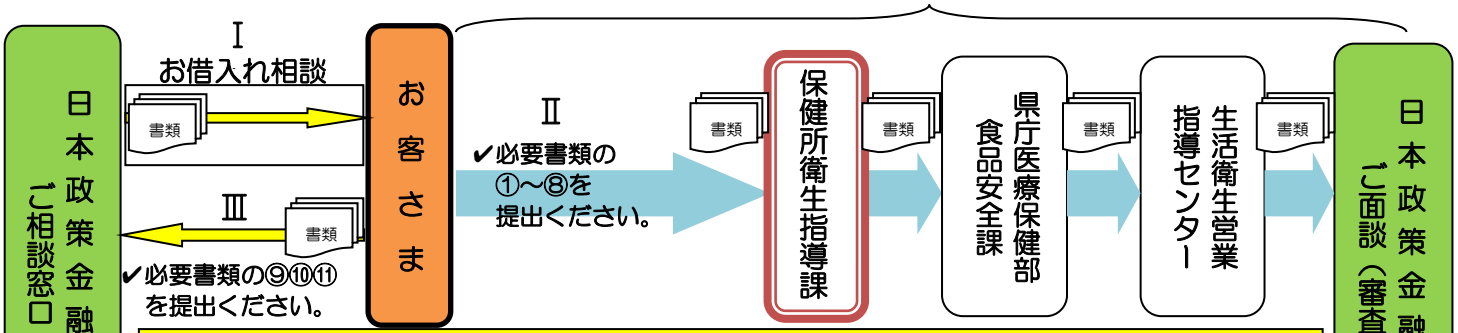
生活衛生融資【一般貸付】のお申込み方法

お申込みの流れ

※必要書類を保健所ご提出いただき、公庫のご面談（審査）まで約２週間要します。
※ご面談後のご融資の可否については、状況に応じ約１～２週間かかります。



Ⅰ　公庫のご相談窓口にて、お客さまのお借入相談をお受けするとともに、お申込に必要な書類（下記①②④⑤⑧）をお渡しし、記入方法等についてご説明いたします。
Ⅱ　必要書類の下記①～⑧を保健所へご提出ください。
Ⅲ　必要書類の下記⑨⑩⑪は直接公庫にご提出ください。（「生活衛生融資」のお申込手続き中である旨をお知らせください。）

★ お借入申込に必要な書類 ★

	創業及び創業後間もない方	既に事業経営を行っている方
保健所衛生指導課にご提出いただく書類	□①「推薦書交付願」	□①「推薦書交付願」
	□②借入申込書	□②借入申込書
	□③法人営業の方：履歴事項全部証明書	□③法人営業の方：履歴事項全部証明書
	□④創業計画書	□④借入金の用途について
	□⑤　－	□⑤企業概要書（はじめてご利用いただく方）
	□⑥図面（平面図、レイアウト図等） 投資計画予定物件の所在地が分かるもの （重要事項説明書、（仮）賃貸契約書等）	□⑥図面（平面図、レイアウト図等） 投資計画予定物件の所在地が分かるもの （重要事項説明書、（仮）賃貸契約書等）
	□⑦　－	□⑦営業許可書（写）・届出確認書（写）
	□⑧お客さまの情報の利用に関する同意書	□⑧お客さまの情報の利用に関する同意書
公庫にご提出いただく書類	□⑨該当工事・設備の見積書、カタログ等	□⑨該当工事・設備の見積書、カタログ等
	□⑩　－	□⑩決算書類 法人：○最近２期分の決算報告書（勘定科目明細書付） ○決算から６カ月経過の場合は直近の試算表 個人：○最近２年分の確定申告書 ・青色申告の場合：青色決算書 ・白色申告の場合：収支内訳書 （ご作成がない場合は所得証明書２年分）
	□⑪不動産担保をご希望の場合 全部事項証明書（謄本）、公図・建物図面、 固定資産評価証明書等が必要となります。	□⑪不動産担保をご希望の場合 全部事項証明書（謄本）、公図・建物図面、 固定資産評価証明書等が必要となります。

○申込金額が５００万円を超え、かつ、次の資金を含む場合には、県の推薦書が必要となります。

（１）特別利率を適用する施設又は設備に要する資金
（２）新規開業、独立開業、支店の開設、店舗の大幅な改築等により、新たに営業許可（届出）を必要とする施設又は設備に要する資金
（３）協業化又は企業合同のために要する資金
（４）経営多様化設備資金
（５）理容師・美容師養成施設整備資金

【参考】推薦書が不要である主な設備の事例

業　種	設　備
飲食店営業、喫茶店営業	冷暖房設備、音響設備、テーブル・椅子、クロスの張替、ボイラー、リフト設備
理容業、美容業	理美容椅子（増設は不可）、ドライヤー、洗濯機、店舗標識灯
旅館業	貯湯槽、貯水槽、洗面設備、客室の冷暖房設備、ボイラー、リフト設備
クリーニング業	起毛機、汚点機、クリーニング所
食肉・食鳥肉販売業	作業用設備
氷雪販売業	氷雪販売のための営業施設